

令和7年度 宇部版ミズベリング・プロジェクト募集要項

水辺のにぎわいを取り戻すため、マルシェ等のイベントを自ら企画運営し、地域のにぎわいにつながる事業を行う団体を募集します。

募集の趣旨

ミズベリング・プロジェクトとは、かつてのにぎわいを失った水辺の新しい活用の可能性を創造していくプロジェクトです。宇部市では、平成28年から、真締川周辺で、水辺に対する市民ニーズの確認と、ミズベリングの周知を目的とした社会実験として、マルシェ等のイベントを3回開催し、平成30年からは、このプロジェクトを市内の他の河川にも広め、水辺でマルシェやオープンカフェなどを自ら企画運営する団体を募集し、現在2団体が事業を実施しています。令和7年度も引き続き、水辺で地域のにぎわいにつながる事業を行う団体を募集します。

事業の期間

・令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間

事業の対象となる河川(河川占用申請は、市が行います。)

- (1) 真締川(新西ノ宮橋～真締大橋まで)
- (2) 沢波川(片倉橋付近～沢波橋付近)

募集团体および応募者の要件

1. 募集团体

2団体(1河川1団体とは限りません)

2. 応募者の要件

- ・水辺空間で、にぎわい創出につながる事業を継続して行う者。(自治会、団体、企業など)
- ・宇部市ホームページへの掲載等、市の広報で紹介することについて承諾できる者。
- ・特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の指示に関係のある個人及び団体でないこと。
- ・団体及びメンバーは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体でないこと。
- ・国税及び地方税の滞納がない者。

事業実施条件(すべての条件を満たすこと)

- ・期間内に一般の市民が参加できるイベント(注1)を、対象河川で1回以上実施すること。
- ・周辺自治会等から、宇部版ミズベリング・プロジェクトの事業について、同意を得ること。
- ・実施した事業結果について、市の行う調査等に協力すること。

(注1) イベントとは、マルシェやオープンカフェ、自然環境教育、環境美化活動、ミズベリングに関する講習会・研修会など

応募方法

応募申込書(様式1号)、事業計画概要書(様式2号)を郵送または持参により、土木河川課に提出してください。

【提出先、様式等のダウンロードについては、下記を参照してください】

応募期間

令和7年2月3日(月)～令和7年2月21日(金) 【郵送の場合は当日必着とします】

事業実施団体の決定について

提出された事業計画概要書を総合的に判断し、事業を行う団体を仮決定し、宇部市ホームページにて公表するとともに、応募のあった団体に、結果通知書を送付します。仮決定した団体は、令和7年度予算成立後に本決定し、事業実施団体として承認します。

助成金の交付

- ・宇部版ミズベリング・プロジェクト助成金交付要綱に基づき、予算の範囲内で助成金を交付します。
 - ・助成金の交付額は、1イベント50万円を上限とします。
- なお、助成金の交付決定については、令和7年度予算成立後となります。

スケジュール

応募期間	令和7年2月3日(月)～令和7年2月21日(金)
事業実施団体の仮決定	令和7年3月3日(月)
事業実施団体の本決定	令和7年4月1日(火)
助成金の交付申請	イベント実施日の30日前まで
助成金交付決定通知	申請後、概ね1週間程度(ただし、令和7年度予算成立後)
イベント実施	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで
実施報告書提出	イベント実施後10日以内(ただし、令和8年3月31日(火)まで)

* 実施報告書の提出を受けて、助成金額を確定し、助成金を交付します。

閲覧及び申込書ダウンロード先

市トップページ 暮らし・手続き 住まい・生活環境・緑化 道路・河川
ミズベリングの取り組み 令和7年度宇部版ミズベリング・プロジェクト事業実施団体の募集

提出及び問い合わせ先

宇部市 土木建設部 土木河川課 河川係(本庁4階)

住所:〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL: 0836-34-8407